



災害共済給付の共済掛金の支払期限の延長等について（新規）

新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に伴う災害共済給付の共済掛金の支払期限の延長等について通知いたします。

2 文科教第 1 3 8 号
令和 2 年 5 月 1 3 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長
附属学校を置く各国公立大学法人学長 殿
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各 国 公 立 高 等 専 門 学 校 長
独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長

文部科学省総合教育政策局長

浅 田 和 伸

(印影印刷)

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を
改正する政令等の施行について（通知）

このたび、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 169 号）」（以下「改正令」という。）（別添 1）及び「独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令（令和 2 年文部科学省令第 19 号）」（別添 2）が令和 2 年 5 月 13 日に公布され、同日から施行されることになりました。

その概要は下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理に遺漏のないようにお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県知事及び各指定都市・中核市市長におかれては所轄の私立学校及び幼保連携型認定こども園に対し、附属学校を置く各国公立大学法人学長におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対して、周知方よろしくお取り計らい願います。

記

1. 改正の内容

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、5月31日までに災害共済給付に係る共済掛金を支払うことができない学校の設置者があるときは、その理由がやんだ日から2月以内に限り、共済掛金の支払期限を延長することができることとしたこと。
- (2) (1)の支払期限の延長がなされた学校の設置者については、災害共済給付契約の契約締結期限は、延長された支払期限と同日とすることとしたこと。

2. 留意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由としては、例えば以下が考えられること。
- ① 新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延により、当該学校の設置者の設置する学校において教育活動の再開が遅れた等の事情により独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（以下「令」という。）第9条に規定する在籍する児童生徒等の数の確認に支障が生じていたこと。
 - ② 新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延により、当該学校の設置者において感染拡大防止の対応を行った等の事情により独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「センター法」という。）第17条第3項の規定による共済掛金の支払に支障が生じていたこと。
 - ③ そのほか、当該学校の設置者が令第9条に規定する支払期限までにセンター法第17条第3項の規定による共済掛金の支払ができなかったことについて、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因し、やむを得ないと認められる相当な理由があると認められること。
- (2) 改正令等の施行に伴う具体的な手続については、追って独立行政法人日本スポーツ振興センターから学校の設置者に対して、通知されること。

3. 施行期日

改正令等は、公布の日（令和2年5月13日）から施行したこと。

【本件照会先】 文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進室 TEL：03-5253-4111（内線 2966） FAX：03-6734-3719

政 令

行政機関職員定員令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年五月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第六十七号

行政機関職員定員令等の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

（行政機関職員定員令の一部改正）

第一条 行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣府の項中「一四、五四九人」を「一四、五五五人」に改め、同表合計の項中「二九九、四五二人」を「二九九、四五八人」に改める。

（行政機関職員定員令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条 行政機関職員定員令の一部を改正する政令（令和二年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「この政令による改正後の」を削り、同項の表内閣府の項中「一四、五七七人」を「一四、五八三人」に改め、同項の前に次のように加える。

内閣の機関	令和三年一月三十一日までの間	一、三四三人	うち、一七人は、特別職の職員 の定員とする。
-------	----------------	--------	---------------------------

附則第二項の表文部科学省の項の次に次のように加える。

厚生労働省	令和三年一月三十一日までの間	三一、八六二人	うち、一人は、特別職の職員 の定員とする。
-------	----------------	---------	--------------------------

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年五月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第六十八号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。
内閣官房組織令（昭和三十三年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。
4 令和三年一月三十一日までの間における第六条第三項の規定の適用については、同項中「六十六人」とあるのは「七十三人」と、同項ただし書中「四十七人」とあるのは「五十四人」とする。
附則に次の一項を加える。
7 令和三年一月三十一日までの間における第八条第三項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第三項中「八十九人」とあるのは「百一人」と、同項ただし書中「二十四人」とあるのは「三十六人」とする。

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年五月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第六十九号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第十七条第三項及び第五項（これらの規定を同法附則第八條第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の三の次に次の一条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長等）

第一条の四 センターは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第二項に規定する新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、第九条に規定する支払期限までに法第十七条第三項の規定による共済掛金を支払うことができないと認められる学校の設置者があるときは、文部科学大臣の認可を受けてセンターの定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該学校の設置者に係る当該支払期限を延長することができる。この場合において、第十一条中「第九条に規定する支払期限」とあるのは、「附則第一条の四の規定により延長された支払期限」とする。
附則第五条第三項中「並びに附則第一条の二及び第一条の三」を「及び附則第一条の二から第一条の四まで」に改める。

この政令は、公布の日から施行する。

文部科学大臣 萩生田光一

内閣総理大臣 安倍 晋三

省 令

○文部科学省令第十九号
 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）第六條第二号（同令附則第五條第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和二年五月十三日
 文部科学大臣 萩生田光一

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一條の三の次に次の一條を加える。
 （新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由がある場合における災害共済給付契約の契約締結期限の延長）
 第一條の四 令附則第一條の四の規定により支払期限が延長された学校の設置者に係る第二十七條に規定する契約締結期限は、同條の規定にかかわらず、令附則第一條の四の規定により延長された支払期限とする。
 附則第七條中「並びに附則第一條の二及び第一條の三」を「及び附則第一條の二から第一條の四まで」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十六号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第十八條第一項の規定に基づき、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令
 令和二年五月十三日
 農林水産大臣 江藤 拓

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成二十八年農林水産省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(移動の制限)

第五條 次に掲げるもの（以下「移動制限植物等」という。）は、植物防疫官がその行う検査の結果ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていると認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域に移動させてはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合、及び調査を行うため、植物防疫官（植物防疫法第十九條第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事、網走市長、清里町長又は斜里町長に対し調査に関する協力指示書を交付した場合）又は北海道知事、網走市長、清里町長若しくは斜里町長の指定する職員が移動制限植物等を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合には、この限りでない。

254 (略)

(廃棄の措置)

第七條 防除区域内に存在する移動制限植物等のうちジャガイモシロシストセンチュウが付着し、又は付着しているおそれがあるもので、ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するため必要があると認めて植物防疫官が指定するものを所有し、又は管理する者であつて、植物防疫官によりこれを廃棄すべきことを命ぜられた者は、植物防疫官（植物防疫法第十九條第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事、網走市長、清里町長又は斜里町長に対し廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合）にあっては、植物防疫官又は北海道知事、網走市長、清里町長若しくは斜里町長の指定する職員）の指示に従い、これを廃棄しなければならない。

○厚生労働省令第九十九号
 行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）第二條第二項の規定に基づき、及び同令を
 実施するため、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和二年五月十三日
 厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。
 (定員の期間別の特例)

2 この省令による改正後の厚生労働省定員規則第一條の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期 間	定 員	備 考
本 省	令和三年一月三十一日まで	三一、七六二人	うち、一人は、特別職の職員 の定員とする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣 江藤 拓

改正前

(移動の制限)

第五條 次に掲げるもの（以下「移動制限植物等」という。）は、植物防疫官がその行う検査の結果ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていると認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域に移動させてはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合、及び調査を行うため、植物防疫官（植物防疫法第十九條第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事又は網走市長に対し調査に関する協力指示書を交付した場合）にあっては、植物防疫官又は北海道知事若しくは網走市長の指定する職員が移動制限植物等を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合には、この限りでない。

254 (略)

(廃棄の措置)

第七條 防除区域内に存在する移動制限植物等のうちジャガイモシロシストセンチュウが付着し、又は付着しているおそれがあるもので、ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するため必要があると認めて植物防疫官が指定するものを所有し、又は管理する者であつて、植物防疫官によりこれを廃棄すべきことを命ぜられた者は、植物防疫官（植物防疫法第十九條第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事又は網走市長に対し廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合）にあっては、植物防疫官又は北海道知事若しくは網走市長の指定する職員）の指示に従い、これを廃棄しなければならない。

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号） 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（東日本大震災に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長等）</p> <p>第一条の二 センターは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に起因するやむを得ない理由により、第九条に規定する支払期限までに法第十七条第三項の規定による共済掛金を支払うことができないと認められる学校の設置者があるときは、文部科学大臣の認可を受けてセンターの定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該学校の設置者に係る当該支払期限を延長することができる。この場合において、第十一条中「第九条に規定する支払期限」とあるのは、「附則第一条の二の規定により延長された支払期限」とする。</p> <p>（平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長等）</p> <p>第一条の三 センターは、平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由により、第九条に規定する支払期限までに法第十七条第</p>	<p>附 則</p> <p>（東日本大震災に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長等）</p> <p>第一条の二 センターは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に起因するやむを得ない理由により、第九条に規定する支払期限までに法第十七条第三項の規定による共済掛金を支払うことができないと認められる学校の設置者があるときは、文部科学大臣の認可を受けてセンターの定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該学校の設置者に係る当該支払期限を延長することができる。この場合において、第十一条中「第九条に規定する支払期限」とあるのは、「附則第一条の二の規定により延長された支払期限」とする。</p> <p>（平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長等）</p> <p>第一条の三 センターは、平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由により、第九条に規定する支払期限までに法第十七条第</p>

三項の規定による共済掛金を支払うことができないと認められる学校の設置者があるときは、文部科学大臣の認可を受けてセンターの定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該学校の設置者に係る当該支払期限を延長することができる。この場合において、第十一条中「第九条に規定する支払期限」とあるのは、「附則第一条の三の規定により延長された支払期限」とする。

(新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長等)

第一条の四 センターは、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、第九条に規定する支払期限までに法第十七条第三項の規定による共済掛金を支払うことができないと認められる学校の設置者があるときは、文部科学大臣の認可を受けてセンターの定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該学校の設置者に係る当該支払期限を延長することができる。この場合において、第十一条中「第九条に規定する支払期限」とあるのは、「附則第一条の四の規定により延長された支払期限」とする。

(保育所等の災害共済給付)

第五条 (略)

2 (略)

三項の規定による共済掛金を支払うことができないと認められる学校の設置者があるときは、文部科学大臣の認可を受けてセンターの定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該学校の設置者に係る当該支払期限を延長することができる。この場合において、第十一条中「第九条に規定する支払期限」とあるのは、「附則第一条の三の規定により延長された支払期限」とする。

(新設)

(保育所等の災害共済給付)

第五条 (略)

2 (略)

3 保育所等の災害共済給付については、前二項に規定するもののほか、第二章（第二条、第五条第二項、第七条、第十条及び第十二条を除く。）、第十九条及び附則第一条の二から第一条の四までの規定を準用する。この場合において、第三条第一項第二号中「第五条第二項第四号に掲げる場合（これに準ずる場合として同項第五号の文部科学省令で定める場合を含む。次号において同じ。）」とあるのは「附則第五条第四項第二号に掲げる場合（これに準ずる場合として同項第三号の文部科学大臣が定める場合を含む。次号において同じ。）」と、同項第三号中「同条第二項第四号」とあるのは「附則第五条第四項第二号」と、「同条第一項第五号」とあるのは「第五条第一項第五号」と、同条第六項中「生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校（法第十八条に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ。）」の児童及び生徒（以下「要保護児童生徒」という。）」とあるのは「附則第五条第一項に規定する要保護児童」と、第四条第五項第二号中「教育委員会（幼保連携型認定こども園にあつては、当該地方公共団体の長）」とあるのは「長」と、第五条第一項第一号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等（法附則第八条第一項各号に掲げる施設をいう。以下この項及び第九条において同じ。）」の管理下」と、同項第二号及び第四号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等の管理下」と、第九条中「第十七条第三項」とあるのは「附則第八条第二項において準用する法第十七条第三項」と、「五月一日」とあるのは「五月一日（同月二日から当該年

3 保育所等の災害共済給付については、前二項に規定するもののほか、第二章（第二条、第五条第二項、第七条、第十条及び第十二条を除く。）、第十九条並びに附則第一条の二及び第一条の三の規定を準用する。この場合において、第三条第一項第二号中「第五条第二項第四号に掲げる場合（これに準ずる場合として同項第五号の文部科学省令で定める場合を含む。次号において同じ。）」とあるのは「附則第五条第四項第二号に掲げる場合（これに準ずる場合として同項第三号の文部科学大臣が定める場合を含む。次号において同じ。）」と、同項第三号中「同条第二項第四号」とあるのは「附則第五条第四項第二号」と、「同条第一項第五号」とあるのは「第五条第一項第五号」と、同条第六項中「生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校（法第十八条に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ。）」の児童及び生徒（以下「要保護児童生徒」という。）」とあるのは「附則第五条第一項に規定する要保護児童」と、第四条第五項第二号中「教育委員会（幼保連携型認定こども園にあつては、当該地方公共団体の長）」とあるのは「長」と、第五条第一項第一号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等（法附則第八条第一項各号に掲げる施設をいう。以下この項及び第九条において同じ。）」の管理下」と、同項第二号及び第四号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等の管理下」と、第九条中「第十七条第三項」とあるのは「附則第八条第二項において準用する法第十七条第三項」と、「五月一日」とあるのは「五月一日（同月二日から当該年度

度の末日までの間に経営を開始する保育所等（当該保育所等の設置者が当該保育所等の管理下における児童について新たに災害共済給付契約を締結するものに限る。以下この条において「特定保育所等」という。）にあつては、その経営を開始する日」と、「同月三十一日」とあるのは「同月三十一日（特定保育所等にあつては、その経営を開始した日の属する月の翌月の末日）」と、第十九条第一項中「教育委員会（幼保連携型認定こども園にあつては、当該地方公共団体の長）」とあるのは「長」と読み替えるものとする。

4
(略)

の末日までの間に経営を開始する保育所等（当該保育所等の設置者が当該保育所等の管理下における児童について新たに災害共済給付契約を締結するものに限る。以下この条において「特定保育所等」という。）にあつては、その経営を開始する日」と、「同月三十一日」とあるのは「同月三十一日（特定保育所等にあつては、その経営を開始した日の属する月の翌月の末日）」と、第十九条第一項中「教育委員会（幼保連携型認定こども園にあつては、当該地方公共団体の長）」とあるのは「長」と読み替えるものとする。

4
(略)

○独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（東日本大震災に起因するやむを得ない理由がある場合における災害共済給付契約の契約締結期限の延長）</p> <p>第一条の二 令附則第一条の二の規定により支払期限が延長された学校の設置者に係る第二十七条に規定する契約締結期限は、同条の規定にかかわらず、令附則第一条の二の規定により延長された支払期限とする。</p> <p>（平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由がある場合における災害共済給付契約の契約締結期限の延長）</p> <p>第一条の三 令附則第一条の三の規定により支払期限が延長された学校の設置者に係る第二十七条に規定する契約締結期限は、同条の規定にかかわらず、令附則第一条の三の規定により延長された支払期限とする。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由がある場合における災害共済給付契約の契約締結期限の延長）</p> <p>第一条の四 令附則第一条の四の規定により支払期限が延長された学校の設置者に係る第二十七条に規定する契約締結期限は、同条の規定にかかわらず、令附則第一条の四の規定により延長された支払期限とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（東日本大震災に起因するやむを得ない理由がある場合における災害共済給付契約の契約締結期限の延長）</p> <p>第一条の二 令附則第一条の二の規定により支払期限が延長された学校の設置者に係る第二十七条に規定する契約締結期限は、同条の規定にかかわらず、令附則第一条の二の規定により延長された支払期限とする。</p> <p>（平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由がある場合における災害共済給付契約の契約締結期限の延長）</p> <p>第一条の三 令附則第一条の三の規定により支払期限が延長された学校の設置者に係る第二十七条に規定する契約締結期限は、同条の規定にかかわらず、令附則第一条の三の規定により延長された支払期限とする。</p> <p>（新設）</p>

(法附則第八条第一項各号に掲げる施設の災害共済給付)

第七条 法附則第八条第一項各号に掲げる施設の災害共済給付については、第十七条第二項、第十九条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条及び附則第一条の二から第一条の四までの規定を準用する。この場合において、第二十七条中「第六条第二号」とあるのは「附則第五条第三項において準用する令第六条第二号」と、「五月三十一日」とあるのは「五月三十一日(同月二日から当該年度の末日までの間に経営を開始する法附則第八条第一項各号に掲げる施設(当該施設の設置者が当該施設の管理下における児童について新たに災害共済給付契約を締結するものに限る。))にあつては、その経営を開始した日の属する月の翌月の末日」と読み替えるものとする。

(法附則第八条第一項各号に掲げる施設の災害共済給付)

第七条 法附則第八条第一項各号に掲げる施設の災害共済給付については、第十七条第二項、第十九条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条並びに附則第一条の二及び第一条の三の規定を準用する。この場合において、第二十七条中「第六条第二号」とあるのは「附則第五条第三項において準用する令第六条第二号」と、「五月三十一日」とあるのは「五月三十一日(同月二日から当該年度の末日までの間に経営を開始する法附則第八条第一項各号に掲げる施設(当該施設の設置者が当該施設の管理下における児童について新たに災害共済給付契約を締結するものに限る。))にあつては、その経営を開始した日の属する月の翌月の末日」と読み替えるものとする。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令 参照条文

目次

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）（抄） 1
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）（抄） 3
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄） 4

○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）（抄）

（共済掛金の支払の期限）

第九条 法第十七条第三項の規定による共済掛金の支払は、各年度について、五月一日において在籍する児童生徒等（法第十六条第一項の規定による保護者の同意があるものに限る。）の数に基づき、五月三十一日までに行わなければならない。

（共済掛金を支払わない場合における災害共済給付）

第十一条 センターは、学校の設置者が第九条に規定する支払期限までに法第十七条第三項の規定による共済掛金を支払わない場合においては、当該支払期限の経過後当該災害共済給付契約に係る年度内に共済掛金を支払った場合における当該支払った日以後当該年度内に発生した児童生徒等の災害に係る災害共済給付を除いては、当該災害共済給付契約に係る災害共済給付を行わない。

附 則

（東日本大震災に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長等）

第一条の二 センターは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に起因するやむを得ない理由により、第九条に規定する支払期限までに法第十七条第三項の規定による共済掛金を支払うことができないと認められる学校の設置者があるときは、文部科学大臣の認可を受けてセンターの定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該学校の設置者に係る当該支払期限を延長することができる。この場合において、第十一条中「第九条に規定する支払期限」とあるのは、「附則第一条の二の規定により延長された支払期限」とする。

（平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長等）

第一条の三 センターは、平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由により、第九条に規定する支払期限までに法第十七条第三項の規定による共済掛金を支払うことができないと認められる学校の設置者があるときは、文部科学大臣の認可を受けてセンターの定めると

ころにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該学校の設置者に係る当該支払期限を延長することができる。この場合において、第十一条中「第九条に規定する支払期限」とあるのは、「附則第一条の三の規定により延長された支払期限」とする。

(保育所等の災害共済給付)

第五条 (略)

2 (略)

3 法附則第八条第一項に規定する保育所等及び特定保育事業の災害共済給付については、前二項に規定するもののほか、第二章(第二条、第五条第二項、第七条、第十条及び第十二条を除く。)、第十九条並びに附則第一条の二及び第一条の三の規定を準用する。この場合において、第三条第一項第二号中「第五条第二項第四号に掲げる場合(これに準ずる場合として同項第五号の文部科学省令で定める場合を含む。次号において同じ。)」とあるのは「附則第五条第四項第二号に掲げる場合(これに準ずる場合として同項第三号の文部科学大臣が定める場合を含む。次号において同じ。)」と、同項第三号中「同条第二項第四号」とあるのは「附則第五条第四項第二号」と、「同条第一項第五号」とあるのは「第五条第一項第五号」と、同条第六項中「生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校(法第十八条に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ。)」の児童及び生徒(以下「要保護児童生徒」という。)」とあるのは「附則第五条第一項に規定する要保護児童」と、第五条第一項第一号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等(法附則第八条第一項に規定する保育所等をいう。以下この条において同じ。)」及び特定保育事業(同項に規定する特定保育事業をいう。以下この条において同じ。))を行う者の当該特定保育事業の管理下」と、同項第二号及び第四号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等及び特定保育事業を行う者の当該特定保育事業の管理下」と、第十九条第一項中「教育委員会(幼保連携型認定こども園にあっては、当該地方公共団体の長)」とあるのは「長」と読み替えるものとする。

4 (略)

○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）（抄）

（共済掛金）

第十七条（略）

2（略）

3 センターとの間に前条第一項の災害共済給付契約を締結した学校の設置者は、政令で定めるところにより、第一項の共済掛金の額に当該災害共済給付契約に係る児童生徒等の数を乗じて得た額をセンターに対して支払わなければならない。

4（略）

5 センターは、学校の設置者が第三項の規定による共済掛金を支払わない場合においては、政令で定めるところにより、当該災害共済給付契約に係る災害共済給付を行わないものとする。

附 則

（保育所等の災害共済給付）

第八条（略）

2 第十六条及び第十七条の規定は、前項の災害共済給付について準用する。

3（略）

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）

附 則

（新型コロナウイルス感染症に関する特例）

第一条の二 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。第三項において同じ。）については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第四号。同項において「改正法」という。）の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この法律及びこの法律に基づく命令（告示を含む。）の規定を適用する。